

判決年月日	平成29年7月4日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10220号		
<p>○ 引用文献が公開公報等の特許文献である場合、当該文献から認定される発明は、特許請求の範囲に記載された発明に限られるものではない。</p> <p>○ 発明の名称を「給与計算方法及び給与計算プログラム」とする発明について、審決にいう周知技術を認定することはできず、引用例に接した当業者は、本願発明の構成を想到するものとは認め難いとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2014-217202号, 不服2015-21527号, 特開2009-26060号

判 決 要 旨

本件は、発明の名称を「給与計算方法及び給与計算プログラム」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。本件審決は、本願発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるなどというものである。原告は、取消事由として、引用発明の認定誤り、相違点5の容易想到性の判断誤り等を主張した。

本判決は、以下のとおり判示して本件審決を取り消した。

(1) 引用発明の認定について

引用文献が公開公報等の特許文献である場合、当該文献から認定される発明は、特許請求の範囲に記載された発明に限られるものではなく、発明の詳細な説明に記載された技術的内容全体が引用の対象となり得るものであり、引用文献の「発明が解決しようとする課題」や「課題を解決するための手段」の欄に記載された事項と一致しない発明を引用発明として認定したとしても、直ちに違法とはいえない。

(2) 相違点5の容易想到性について

周知例2等には、従業員の給与支払機能を提供するアプリケーションサーバを有するシステムにおいて、企業の給与締め日や給与支給日等を含む企業情報及び従業員情報を入力可能な利用企業端末のほかに、①従業員の取引金融機関、口座、メールアドレス及び支給日前希望日払いの要求情報、②従業員の勤怠情報（例えば、出社の時間、退社の時間、有給休暇等）の入力及び変更が可能な従業者の携帯端末機を備えることが開示されていることは認められるが、これらを上位概念化した、およそ従業員に関連する情報（従業員情報）全般の入力及び変更が可能な従業者の携帯端末機を備えることや、従業員入力情報（扶養者情報）の入力及び変更が可能な従業者の携帯端末機を備えることが開示されているものではなく、それを示唆するものもない。

よって、本件審決が認定したように、従業員の給与支払機能を提供するアプリケーションサーバを有するシステムにおいて、企業の給与締め日や給与支給日等を含む企業情報及び従業員情報を入力可能な利用企業端末のほかに、従業員情報の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えることが周知技術であったということはできず、かかる周知技術の存在を前提として、従業員にどの従業員情報を従業員端末を用いて入力させるかは当業者が適宜選択すべき設計的事項であるとも認められない。

また、本願発明において、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて、同端末から扶養者情報等の給与計算を変動させる従業員情報を入力させることにしたのは、扶養者数等の従業員固有の情報に基づき変動する給与計算を自動化し、給与計算担当者を煩雑な作業から解放するためである。一方、引用例に記載された発明は、複数の事業者と、税理士や社会保険労務士のような専門知識を持った複数の専門家が、給与計算やその他の処理を円滑に行うことができるようにしたものである。

したがって、引用例に接した当業者は、本願発明の具体的な課題を示唆されることはなく、専門家端末から従業員の扶養者情報を入力する構成に代えて、各従業員の従業員端末から当該従業員の扶養者情報を入力する構成とすることにより、相違点5に係る本願発明の構成を想到するものとは認め難い。